

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
素粒子原子核研究所教員公募について

本機構では、下記のとおり教員を公募いたします。

記

公募番号 素核研 24-6

1. 公募職種及び人員

助教 1 名 (任期なし)

本機構の教員の職名は、教授、准教授、講師、研究機関講師、及び助教であるが、機構の性格から、大学における講座制とは異なる運営が行われる。本機構の教員の定年は63歳である。

2. 研究(職務)内容

素粒子原子核研究所ニュートリノグループに所属し、大強度陽子加速器を用いた T2K 実験およびハイパーカミオカンデ実験によるニュートリノの研究を推進する。そのために、主に新しいニュートリノ測定器の開発・建設やビームの増強に取り組む。勤務地は東海キャンパスである。

3. 応募資格

研究教育上の能力があると認められる者

4. 給与等

給与及び手当は本機構の規程による(年俸制)

5. 勤務形態

原則として、専門業務型裁量労働制を適用する。(みなし勤務時間:1日7時間45分)

6. 公募締切

2024 年 9 月 11 日 (水) 正午必着

7. 着任時期

採用決定後できるだけ早い時期

8. 選考方法

書類選考の上、必要に応じて面接を行う。

面接予定日:決まり次第機構 Web サイトに掲載します。(対象となる方には追って詳細をお知らせいたします。)

9. 提出書類

(1)履歴書——KEK 指定様式 (<https://www.kek.jp/ja/career> よりダウンロードしてください。)

※KEK指定様式以外の履歴書を使用する場合は、通常の履歴事項の後に必ず応募する公募番号(2件以上応募の場合はその順位)、電子メールアドレス及び、可能な着任時期を明記すること。

(2)研究歴

(3)発表論文リスト——和文と英文は別葉とすること。また、主要なもの(5編以内)についてはリストに○印を付し、Webポインタ(URL、DOIなど)を記載すること。(Webポインタを記載できない主要論文については、別刷を提出すること。)

(4)着任後の抱負

(5)本人に関する推薦書または参考意見書(宛名は素粒子原子核研究所長 齊藤 直人とすること)

※上記の書類は、すべてA4判横書きとし、それぞれ別葉として各葉に氏名を記入すること。

※2件以上応募の場合、内容が同じ場合の提出書類は一部で良いが、内容が異なる場合は提出書類を別々に用意すること(推薦書等も同様とする)。

10. 書類送付

(1)応募資料

当機構の Web システムを利用して提出してください。

※個人ごとにアップロード用のパスワードを発行しますので、応募される方は人事第一係 (jnj1@ml.postkek.jp)宛に電子メールでご連絡ください。(件名は「素核研 24-6 応募希望」とし、本文に所属、氏名及び電話番号を記載してください。)

※応募に係るファイルは、PDF でお願いします。

※Web システムでのアップロードが困難な場合は、人事第一係までお問い合わせください。

※電子メールでのファイル添付による応募は受け付けることができませんので、ご注意ください。

(2)推薦書または参考意見書

郵送もしくは電子メール(件名は「素核研 24-6 推薦書」とし、添付ファイルは PDF でお願いします。)で送付してください。

送付先 〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

総務部人事・職員課人事第一係 (E-mail: jnj1@ml.postkek.jp)

(注)電子メールは様々な理由により受信できない可能性があります。数日以内に返信がない場合には、別メールアドレスや電話等によりご連絡ください。

11. 問い合わせ先

(1)研究内容等について

素粒子原子核研究所 教授 中平 武 E-mail: takeshi.nakadaira@kek.jp

(2)提出書類について

総務部人事・職員課人事第一係 TEL: 029-864-5118(ダイヤルイン) E-mail: jnj1@ml.postkek.jp

12. その他

(1)素粒子原子核研究所では、大学等との人事交流を促進するという観点から、主として研究に従事する者については一定の期間(着任後7年)経過後は異動することを奨励しており、そのための支援を行っている。

(2)本機構は、男女共同参画を推進しており、「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、業績(研究業績、教育業績、社会的貢献等)及び人物の評価において優劣をつけがたい最終候補者(男女)がいた場合、女性を優先して採用します。

男女共同参画推進室 <http://www2.kek.jp/geol/>

(3)仕事と家庭生活の両立を図ることなどを目的とした在宅勤務制度があります。